

相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

平成 20 年 12 月 22 日
条 例 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第 3 条 第 1 条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

2 第 1 項に規定する旅費の額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、日当、宿泊料、食事料については、100 分の 20 を加算した額とする。

(支給方法)

第 4 条 報酬及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 6 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 2 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 1 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 2 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年条例第 4 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職 名	報酬の額		
広域連合長	年	額	48,000 円
副広域連合長	年	額	36,000 円
参与	年	額	30,000 円
議長	年	額	36,000 円
副議長	年	額	30,000 円
議員	年	額	24,000 円
監査委員（学識）	日	額	8,000 円
監査委員（議会）	日	額	6,000 円
公平委員会委員	日	額	6,000 円
選挙管理委員会委員長	日	額	6,000 円
選挙管理委員会委員	日	額	6,000 円
障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日	額	8,000 円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日	額	6,000 円
行政不服審査会委員	日	額	6,000 円
教育委員会委員	年	額	135,000 円
スポーツ推進委員	日	額	6,000 円
いじめ防止等対策委員会委員長	日	額	9,000 円
同 委員	日	額	8,000 円
いじめ調査委員会委員長	日	額	9,000 円
同 委員	日	額	8,000 円
社会教育委員会議議長	日	額	8,000 円
同 委員	日	額	6,000 円
給食センター運営委員会委員	日	額	6,000 円
教育支援委員会委員	日	額	6,000 円
笠置児童館運営審議会委員	日	額	6,000 円
文化財保護委員会委員	日	額	6,000 円
要保護児童対策地域協議会委員	日	額	6,000 円
廃棄物処理施設公害防止委員会会長	年	額	9,000 円
同 副会長	年	額	7,800 円
同 委員	年	額	6,000 円